

第88号

伊方訴訟ニュース

1980年12月25日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先 : 530 大阪市北区西天満 4-9-15 第1神明ビル
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112, 口座 大阪 48780)

2号炉第8回公判

裁判長の一方的な態度に抗議し

原告、傍聴者が一斉に退廷

開廷前に、5名の原告が3人の裁判官に会い、前回に原告が準備書面を陳述しようとしたのを阻止した訴訟指揮を改めるよう要求。このため15分遅れて開廷したが直ちに休廷し、その間、原告団では、話し合いが物分れとなったので、改めて法廷で要求することをきめ、予定より30分遅れて午後2時再開。

まず、大野原告が立って、すでに裁判官らに手渡してある意見書(9頁参照)を陳述。引き続き各原告が立ち、以下の理由をあげて、陳述を拒否された3通の準備書面を陳述させてほしいと強く要求する。

①先日、定期検査直後の1号炉で、燃料棒から原子炉内に放射能が漏れ、しかも強引に運転を続けていること、および、伊方町議のほぼ全員が、3号炉設置にからんで、四電から酒食のもてなしを受けことの、とともに、2号炉にも関連した緊急で重大な事件について苦労しながら書いた書面である。

②裁判長は、原告が陳述しない前にその内容について判断しているが、それは予断と偏見にほかならない。

③1号炉裁判では、その時々の問題を書面にして陳述してきたし、この法廷でも、スリーマイル島事故については陳述を許した。

④陳述を許さないことが、客観的に、四電や行政をホツとさせている。

原告らの筋の通った主張に対し裁判長は、「これ以上は押問答になる。原告の陳述を留保することに変りない」とか、「訴訟指揮に従わないのか」と、くり返すだけ。原告らは「なぜいけないのか納得できる説明を求めているだけだ」と反論して譲らない。

問答の中で裁判長は、予断と偏見に充ちたつぎのような発言を行う。「原告は一般的に訴訟指揮に従わない」、「まだ争点の整理が不十分だから、書面もいづれ書き直してもらうことになる」、「四電が酒を飲ませたことと本件とは何の関係があるのか」などなど。

たびたび立って発言していた浪下原告は、「発言禁止に従わなかった」として、5名の警備員に、指にケガをさせられながら連れ出される。また、それに抗議した傍聴席のおばさんにも退廷命令が出る。そうした中でも、つとめて冷静に訴える原告らの願いも聞き入れられないまま休廷。

再開後、裁判長は「方針は変わらない」と、被告国側に準備書面の陳述を促す。もはやこれまでと原告、傍聴者は一斉に退廷。原告不在のまま、被告陳述が続けられた。(Q)

控訴審第8回公判における

弁護団の弁論内容（その1）

裁判所が、被告国側の主張を退けて、原告住民側の証人採用を認めるのに、重要な役割を果したと思われる弁論の内容を、次号と2回に分けて掲載します。

藤田弁護士 いま陳述されました被控訴人の準備書面(6)に対しまして、若干の反論を申し述べたいと思います。

いま岩淵代理人は、スリーマイル島事故と本件の安全審査とはほとんど関係ないのだと、おっしゃいました。しかし、この書面を読んでみると、今までの被告の主張のかなり重要な部分が、変更あるいは放棄されていますし、論理的な整合性も全くありません。「隠すより現わるるはなし」ということわざもありますが、「関係が無い」と、あえて強引に論理を無視し、審査の実態を無視して主張されることの中に、スリーマイル島の事故が、いかに原判決の誤りを明らかにし、本件も含む今までの安全審査が、ずさんで実態に即したものでなかったかということが、はっきり現われているということを、まず申し上げておかねばなりません。

結局、関連が無いという主張は、被告自身も必らずしも明確にできておりせず、全くあいまい模糊とした基本設計という概念を適当に操作することで、言葉の上だけでそういう印象を作り出しているだけだといわねばなりません。先程、岩淵代理人も云われましたように、相互に密接に関連があって不可分一体な、基本設計、詳細設計それから運転管理の三者を、それぞれに分離し、本件安全審査でなぜいいといふ基本設計の審査には、できるだけ少い内容を盛り込み抽象的なものに止めて

おく、そういう形で本件安全審査の欠陥を救おうという論法であるといわねばなりません。

この裁判が始まった時から国側では、つぎのようにおっしゃっていました。原子力発電は他産業と違って、やる前に徹底的に、危険と思われるあらゆるポイントを、科学的なコンピューター解析などを使って押えておくのだ。だから事故など絶対起こらないのだと。しかしいつのまにか、安全にやればいいのだ、とか、私どもは安全にやります、といった、きわめて抽象的な設計方針みたいなものが安全審査の対象であれば足りる、といったことに変ってきたことの中に、被控訴人の現状の苦しさがあると思います。もし安全審査がそのようなものにとどまるのでしたら、別に専門家と自称しておられる人たちを呼ばれなくとも、私どもや岩淵さんだって、十分にその役目は勤まるであろうと思います。

実際、基本設計という言葉が法文上の根拠をもつ言葉でないことは、被告代理人も御承知の通りです。かりにこの言葉を用いるにしましても、結局、複雑、高度な総合技術の集大成である原子炉の、詳細な技術仕様で裏付けられた基本設計の概念しかり得ないのです。実際、許可申請の際、申請者は、政令の定めるところに従って、施設の位置、構造、設備等の仕様について詳細な資料の提出が求められ、これらの資料に基いて、当該施設の設備としての工学的安全性、平常運転時にお

ける従業員や公衆への放射線被曝評価、事故時における周辺への影響等が、自然的、社会的条件との関連で、厳密に審査されなければならないとされているということは、現在のシステムでも明らかになっています。

被告の強引な主張というのは、結局、本件安全審査は中身としては何もやっていない、ということの自白に等しいのではないでしょうか。また、そのように居直ることで、原告らはじめ原発周辺の住民の不安を馬鹿にした態度であるといわざるを得ません。

かりに基本設計という言葉を使うにしても、基本設計が正しいかどうかということは、詳細設計などもつと具体的なことからとの関連で始めて評価できるもので、別々に分離し、単に目的的にこういう所をやりますという約束でオーケーということであれば、安全審査などやってもやらなくても一緒だ、ということになってしまいます。

それから、この準備書面で、とくに、運転管理ということをクローズアップし、メカニックの問題と関係のない運転員の管理能力の問題だという形で、本件安全審査から全く除外しようとしているのも、これまたふしぎな主張であります。運転管理に何が要求されるかということは、やはり、メカニックの側からきまつてくるわけで、それを二つに分けて考えることは現実にはあり得ないことです。

そして、スリーマイル島の事故が、いかにも、運転員の異常な失態によって起こったことだという風な言い方をしています。しかし、これまでの被告の一貫した主張、つまり、「事故につながるような人為ミスの介在を許さないことが、本件原子炉を含む原子力発電技術の基本であって、多重防護、フェイルセー

フ、フルプルーフ、インターロック等の考え方方が本件原子炉にも採用されておって、何らかの異常が発見されれば、直ちにこれを検知し、安全保護装置が作動し、その拡大および事故への発展を確実に防止する」ことが安全確保の根幹であると主張されておったことと、運転管理を別個にとり出して、これは後続の問題だ、という考え方と、どういう関係にあるのでしょうか。フルプルーフ、フェイルセーフ、インターロックなど従来の主張を徹回ないしは変更されるつもりなのかどうか。きわめて原理的なことなので明確にしていただきたい。

スリーマイル島の事故が、何か、運転員の異常な行動によって拡大したといった主張は、そのこと自体において事実と反します。問題はやはり、原子炉内の正確な、その時その時の状態が適切な信号として現われなかつたということ。運転員としては信号に対してはかなり忠実に対応していたが、結局、あんなことになってしまったというのが、事故を分析した人の結論であるはずです。もし運転員の技術、名人芸で原発の安全が確保されたりされなかつたりするということですと、こうした潜在的な危険の大きい施設にとっては、全く由々しい問題であり、そのことについてはもうお手上げなのだと、被告は自白されるおつもりなのでしょうか。

かりに、フェイルセーフ、フルプルーフ、インターロックなどの主張を依然として維持されるとすると、スリーマイル島の運転員のやり方は、それからはみ出た異常な運転だったということになるわけです。そうすると、異常と正常とをどこで分けられるのか。被告の好きな言葉を使うとすれば、「想定不適当

フール（馬鹿）」ということを考えておられるのかどうか。

到底、このような云い逃がれで、スリーマイル島事故を本件裁判から切り離すことはできないということをはっきり申し上げておきます。裁判所も、そのことはもう十分にお分かりになっていると考えています。

菅弁護士 今回の被控訴人準備書面(6)を見まして、正直なところ、面くらった気持がしました。といいますのは、スリーマイル島事故に対する被控訴人の基本的な主張は準備書面(2)にあり、これについて、控訴人側から不明確な点を証明し、その輪郭がだんだん明らかになってきたと考えていました。ところが、その延長上にあるのだと思いますが、準備書面(6)の主張は、根本的に従前の主張を変更したというに等しいと考えます。

さきほどの岩淵代理人のお話では、準備書面(2)で書いたことを、視点を変えて整理すると準備書面(6)のようなことになる、とおっしゃるわけですが、準備書面(2)と(6)の大きな違いは、今まで基本設計における相違があると主張されておったものが、いつのまにか、詳細設計あるいは運転管理の問題であるということになってしまっている。現に、準備書面(2)の3頁には、TMI 2号炉と本件原子炉との設計、構造との相違を指摘した上で、「本件安全審査において本件原子炉の基本設計ないし基本的設計方針について確認したところから判断すれば、本件原子炉においてはTMI 2号炉のような事故は起らない」と主張されている。ところが今回の準備書面(6)では、TMI事故をひき起こした諸事象というものが、いずれも運転管理や詳細設計の問題であったりして、基本設計そのものの相違からT

M I事故は起こっているという主張にはなっていません。

そのことは、被控訴人自身も、準備書面(6)18頁のまとめのところで明らかにしている。「TMI事故における各異常事象の原因たる事項を、かりに我が国における原子炉の安全確保のための段階的規制体系にあてはめて見ると、そのほとんどが原子炉施設の詳細設計や運転管理に係わる事項であって、その一事をもって、すでに本件訴訟における論点となり得ない」と主張しておられる。さらに補足して、「また一部には、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係わる事項も存するもの」と、基本設計の相違が、いわば、付隨的なものとして書かれておるわけです。しかも、「一部」とは何なのかということも、ちっとも明らかではありませんし、準備書面(6)で展開されたTMIの事故原因の分析を見る限りでは、基本設計の問題ではなく、すべてが詳細設計あるいは運転管理の問題としてとらえられていると考えざるを得ないわけです。

ここで、被控訴人準備書面における主張の変遷と思われる所を図で説明しますので、裁判所が準備書面を検討される際の参考にしていただきたいと思います。

この表の一番左側には、TMI事故の起因・拡大に係わる事項として5つ、被控訴人があげているものが示してあります。準(2)などとあるのは、準備書面(2)などにおける主張という意味です。

まず、復水脱塩用イオン交換樹脂の移送に関する空気系統の数という項があります。これについて少し説明しておきます。TMIでは、まず事故の発端として、二次冷却水の主

被控訴人(被告)準備書面(2)から(6)への主張の変遷

TM1事故の起因・拡大に係わる事項	準(2)での主張	準(4), (5)	準(6)
復水脱塩用イオン交換樹脂の移送に関する空気系統の数	TM1 1系統 基 { 伊方 2系統		TM1も2系統 詳と運に
蒸気発生器の型	TM1 實流型過熱式 基 { 伊方 再循環型飽式		?
加圧器逃し弁	TM1 電磁式先駆弁方式 基 { 伊方 空気作動式	詳	詳, 運
E C C S	TM1 流量絞り可 基 { 伊方 流量絞り不可	詳	詳, 運
格納容器隔離条件	TM1 格納容器内圧高 基 { 伊方 E C C S作動信号		放射能流出の主径路でない

基, 詳および運は、それぞれ、被告が「基本設計」、「詳細設計」および「運転管理」に係わる事項と主張したことをあらわしている。

給水が全面的に停止してしまった。そのため、一次系の熱が奪われずに、一次側の蒸気が高温、高圧になって吹き出すということになったわけですが、二次給水がストップした原因は、その流量を調節するための弁が故障してしまったということです。その故障の原因として被告側あげているのは、表にありますように、復水脱塩用イオン交換樹脂というものを動かしてある弁に使う空気と、主給水のポンプの弁を動かしている空気とを送る装置が共通のものが使われていた。それでイオン交換樹脂の方から水が入ってきて、そのために空気系統が云うことときかなくなってしまった。それで主給水の方のバルブを動かすこともできなくなってしまった、ということです。

ところで伊方では、復水脱塩用イオン交換樹脂を移送するための空気系統と、主給水の

バルブを動かす空気系統が別々である。表に伊方2系統あるのはそういうことです。それで、復水脱塩装置から水が入り込んで、主給水のバルブの空気系統をだめにすることはあり得ないので、と主張しておられたわけです。表に基あるのは基本設計ということですが、TM1では同じ空気系統を使っていたために水が入ってきたが、伊方では別々の系統を使っているからそんなことは考えられないんだ、と主張しておられた。これが、基本設計の相違だとして、得々としてあげておられた。準備書面(4)および(5)でも変りはなかったのです。

ところが、当方の証明に従いまして、結局最後に認められたことは、準備書面(6)で、実はTM1でも空気系統は別々なのだ、と、こういう風に主張を変更しておられる。それじゃ、どうして復水脱塩装置の水が空気系統に

入ってきたのか、ということになると、実は、詳細設計の段階で、主給水の空気系統の供給能力が不十分であった。そのため、それぞれの系統を融通し合って、恐らくつなぎ合って使っていた。つまり、別々にあったがつないで使っていたので水が入り込んでしまった。こういう主張になった。しかし、融通し合って使うということは、詳細設計もしくは運転管理の問題である、と。ここで完全に主張が変ってきておるので。当初は基本設計の相違だという主張が、いまや、基本設計においては、TMIでも伊方でも2系統で、なんらの違いもなく、詳細設計あるいは運転管理の問題だと主張が変ってきた。

ここで我々が疑問に思いますのは、そうすると、かりにこの問題だけをとりあげても、伊方でも空気系統の供給能力をどうきめるか、お互に融通し合って使うようにするのかどうか、といった問題が基本設計でなく、詳細設計や運転管理の問題だとすれば、一体、伊方ではどうなっているのか。伊方でもそうなっているんじゃないかな、という風な疑問を禁じ得ないです。主給水のバルブを全部だめにしてしまうような、こういう大事なことが基本設計の問題ではなくて、詳細設計や運転管理の問題であるなどと、我々としては到底考えられないことですが、被控訴人はそうおっしゃる。

つぎに、蒸気発生器について、型式に違いがあると、これも準備書面(2)で、基本設計の相違としてあげられたものです。TMIは貫流型過熱式、伊方では再循環型飽和式と、私もしようとですのでよく分らないですが、準備書面を拝見する限り、TMIでは蒸気発生器の保有水量が非常に少い。伊方では、単位

出力当りにすると、TMIの3倍の保有水量を持つような型の蒸気発生器である。したがって、二次給水系がとまるとても保有水量が多いので、TMIのようにすぐには影響は現われない。それだけ伊方の方が余裕がある、と主張しておられるようです。ところが準備書面(6)では、不思議なことに消えてしまっている。この問題は残しておかれる趣旨なのかよく分りません。

つぎは加圧器逃し弁。これについては、最初は準備書面(2)では、こちらが駆明を求めるまでは、加圧器逃し弁の構造は基本設計の相違であるかのように云っておられた。TMIでは、御存知のように、逃し弁が開放固着し、そこから、どんどん一次冷却材が放出されるという事態が起り、それが事故を拡大させる要因となったのですが、TMIでは先駆式電磁弁方式という、複雑な方式を使っておる。まあ文字は確かに複雑ですが、どこまで複雑なのかよく分りませんが、そういうややこしいものを使っておるから、そういう故障が起るんだ。伊方では、空気作動式という簡単なものを使っておるので作動の信頼性は高い。簡単だから作動の信頼性は高いと一概に云えないと思いますが、そういう主張をしておられる。

それで、基本設計の相違かと思いましたら準備書面(4), (5)に至りまして、実は基本設計ではない、と。それでは何なのかというと、「基本設計にきわめて密接に関連した事項である」と主張しておられる。ところが準備書面(6)になりますと、「密接に関連する」ということも、もうどこかへ飛んでしまって、構造をどうするかということは詳細設計、それから運転管理の問題だ、とこういう風に変わっ

てしまつておる。

まあこれも我々考えてみますに、加圧器逃し弁が現に故障しているわけです。最初、先駆式電磁弁方式はだめだけれど空気作動式はいい、伊方はいいんだと、おっしゃっておられたのですが、現に昨年、玄海原発で空気作動式の弁が開放固着するという事故が起つておるのであります。そういうことも踏まえてか、これは基本設計とは違うのだ。本件安全審査の対象にはならないんだ、と、こういう風にもってこられたのではないかと思ひます。

準備書面(6)の14頁の終りに、「加圧器逃し弁の型式とか構造というものは、原子炉に特有のものでない。すでに技術的に確立した定型的なもので、十分な実績を有する。だから詳細設計で、基本設計と考えなくていい」と。しかし、もしそうだとすれば、どうしてそんなに十分な実績のある、技術的に確立した弁が、先駆式電磁弁方式であって、TMIで事故を大きくするようなことになったのか。もし技術的に確立したものであれば、TMIの人たちも、よほど馬鹿でない限りは、そういう方式のものは取らないはずでしよう。また玄海でも、開放固着という事態は起らなければはずです。そういうものを、あえて、技術的に確立し十分に実績を有していると強弁して、無理矢理詳細設計の問題にしてしまう。これは非常に問題のある論理構成と云わざるを得ない。

それからECCSの問題ですが、これも、当初、基本設計の相違として書いておられたと思うのですが、準備書面(2)では、TMIでは流量を絞ることができる。伊方では絞ることができない。TMIでは絞ってはいけないので運転員が流量を絞ってしまった。そのた

めに炉心の状況を悪化させて事故を拡大した、とこういう風に云うわけです。伊方では絞ることができず、そういう基本設計の相違があるんだから伊方では大丈夫、とうなっていいたのですが、準備書面(4)では、にわかに、実は、流量を絞ることができるかどうかは詳細設計なのだ、と。そんな重要なことが、なぜ詳細設計が分りませんがそうおっしゃる。詳細設計だけれども「基本設計に密接に関連している事項」だ、と、こうなるわけです。ところが準備書面(6)になると、加圧器逃し弁と同様に、詳細設計だということになってしまう。

それから、格納容器隔離条件。これは、TMIでは、原子炉に異常が発生した時に、格納容器と、ほかの原子炉の部分、補助建家等、とが、すぐに隔離されるようになっている。伊方でもそうなっている。しかし、どれだけ早くなるかということについて、TMIでは、格納容器の内部の圧力が高くなつた段階で、始めて格納容器が自動的に外部と遮断されるようになっている。だから格納容器内に充满している放射性物質も外へ出ない。しかしあくまでも、内圧が高くなつた時に始めて遮断される。ところが伊方ではそうじゃない。ECCSの作動信号が出た段階で、格納容器の内圧が高くなる以前に、すぐに遮断されてしまう。だから放射性物質が外へ出る確率は非常に小さい、とこういう主張をされた。

ところが今回になりますと、実は、格納容器の隔離が早かった遅かったということでTMIで沢山放射能が出たということでなかった、と、こうなるわけです。じゃ何なのかと云いますと、実は、いったんちゃんと隔離した。それまでは放射能は出ていなかったよう

です。しかし、いったん隔離したうちの、化学生体積制御系の配管の隔離弁を、誤って運転員が解除してしまったために、そこから沢山放射能が出たんだ、と。そうすると、準備書面(2)で云っていた、隔離の条件が違うから伊方では大丈夫ということは、あまりTMIの事故と関係ないことになってきた。

ほかにもありますが、だいたい主だったことをあげますと、こういう風に、基本設計の相違といわれてあったものが、いつのまにか、詳細設計ないしは運転管理の問題ということで組み立てられてしまった。基本設計の相違としてあげるのは、被控訴人も認めるように、ごく一部だ、という風になってしまっている。

それから、被控訴人におうかがいしたいのですが、いうまでもなく主張の変更だと思うのですが、従前の主張が誤っておったということを認めて主張を変更された、つまり、基本設計の相違があるということではなくて、実は、基本設計には相違はなく、運転管理、詳細設計の相違なのだ、と、こういう風に主張を変更される趣旨なのかということをもう一度確認したい、ということが第一点。

それから、表のように分類して見ますと、基本設計では伊方とTMIとで有意の差は認められない。問題は運転管理や詳細設計が適正にやられているかどうかだ、ということになってしまします。そうすると、伊方の場合でも、本件安全審査で安全を確認したとおっしゃるけれども、被控訴人のやり方でいけば、詳細設計、運転管理で、TMIと同じようなことが起こる可能性は十分あるのではないか。そうすると、被控訴人の云っておられる安全審査とは、たったそれだけのことなのか。あとは、極端な言葉で云えば、野となれ山となれ

あとは後続の機関がうまくやるだろう。安全委員会としては、たとえば、空気系統の数を別にするか融通し合っていいか、というようなことは、あと適当にやりなさい。事故が起っこっても知りませんと、云うに等しいではないかと思うわけです。まとめて云いますと、本件安全審査における確認というのは、あとでTMIのような事故が起こる一般的な危険性、つまり、あの詳細設計、運転管理のやり方によっては、TMIのような事故は起こるかもしれない、何が起こるか分らない、そういう程度の安全確認であると理解していいのか、ということが第二点。

それから、運転管理という言葉が頻繁に使われたのは今回が始めてです。これは詳細設計とは違う概念であるようですし、運転管理と基本設計、詳細設計を区別する基準といいますか、概念の規定をやっていただきたい。運転管理とは一体何なのか。とくに、フェイリセーフ、フルブルーフとか云いまして、運転員の誤操作とかそういうものを十分排除すると、一審以来被告はのべておられるのですが、それとの関係で、そんなに簡単に、なんでもかんでも運転管理と云っていいのか。一体運転管理とは何なのかを定義していただきたい。また原子炉規制法の24条3項には、原子炉設置者が十分な技術的能力のあること、という要件がありますが、これは当然、許可に際して審査されるべき事項なわけですが、本件の場合も、内容はともかく、一応審査されたことになっています。それじゃ運転管理というのは、やはり、技術的能力に応じて、どの程度当初から規制していくかという問題がありますので、運転管理と24条の技術的能力と、どのような関連を有している

のかも、ぜひおうかがいしたい。

控訴審第9回公判
2月9日(月)午前10時30分
高松高裁6階法廷
証人尋問開始
藤本陽一証人に対する原告側主尋問

裁判所に対する 原告の意見書

本件訴訟は、訴え提起以来、2年と5ヶ月を経過しておりますが、口頭弁論開始後の本法廷の裁判指揮につき、我々原告は、次のような意見を述べることとする。

1. 去る10月6日の第6回口頭弁論の法廷に於いて裁判長は、我々原告が提出した準備書面の朗読を拒否した。我々原告の「時期的に大切な問題であるから、この法廷では非読ませてほしい」というたび重なる要求に対しても裁判長は、明確な理由も示さず「民事訴訟でも本件は行政訴訟ですから……」と、あたかも、行政訴訟であるから、準備書面を朗読させなくてもよいかのごとく、訴訟指揮を行ない、我々原告の発言中にも関わらず、一方的に閉廷し退席した。

まず、我々原告は、準備書面の朗読という、民事訴訟の根本理念を無視した訴訟指揮に、強い疑念を抱くものである。

準備書面は、裁判を円滑に進めるために法廷に提出され、朗読されるものであることは、いかなる法廷に於いても行なわれていることで今さら指摘するまでもない。現在、高松高等裁判所で争われている伊方発電所原子炉設

置許可処分取り消し請求控訴事件に於いても、しきりである。又、本法廷に於いてもこれまで同様であった。本件訴訟の第5回口頭弁論に於いては、我々原告が提出したスリーマイル島原発に関する準備書面の朗読が、こうした裁判ルールに従って、朗読されたのにも関わらず、突然同じ法廷である第6回口頭弁論では、同じ主旨の準備書面が、朗読することを許されないという矛盾は、我々の納得のいかないところである。

ましてや、本件訴訟に深い関わりがある伊方原発1号炉に重大な事故が発生したこと、また我々原告が当法廷で取り消しを求めている伊方原発2号炉を許可した行政機関の一つである、伊方町議会議員ほぼ全員が公務出張中に伊方原発2号炉の設置者である四国電力から、飲酒接待を受けたという事件が相次いで明るみに出たことについての準備書面であるだけに、準備書面の朗読の重大性は、言葉を尽くさなくても明白である。

特に拒否理由として裁判長が、「民事訴訟でも行政訴訟だから……」と、行政訴訟であれば、準備書面の朗読に関してあたかも特別法でもあるごとくの言動を示して、我々原告住民の準備書面を朗読させなかったのは、重大である。こうした訴訟指揮は「法を知らぬ者は、裁判を受ける資格なし」とした特権階級の意識が感じられ、我々原告に対し、差別と偏見以外の何物も感じない。

もとより、裁判は、裁判長の訴訟指揮の下で行なわれるのは当然であるが、裁判長の指揮行為は法の支配の下にあらねばならないのは明白なことである。しかし、本法廷の審理の在り方は、法の下の平等や「何人も裁判所に於いて裁判を受ける権利がある」と明記した

憲法に反するものである。

2. もう1点は、裁判審理の上で、重要なことをなで触れておきたい。第1回の口頭弁論以来、裁判長は、我々原告に対し、再三「発言する場合は、自分の氏名をなのるように」と指摘した。それは、発言中の言葉をさえぎって注意するほどの厳しいものであった。しかし、裁判長は、被告の国側に対しては、こうした指揮を行なわず、被告国側が、氏名を名のらず発言することを黙認してきた。前回の第6回口頭弁論の際に於いても、国側のこうした態度は放認されたままであった。たまりかねた奥本原告が、このことを指摘すると、被告国側は、あわてて、名を名のり始めたが、裁判長は、ついに国側に注意する言葉を発することはなかった。

去る3月3日の第4回口頭弁論の際、奥本原告の言動が法廷侮辱にあたるとして、裁判長は奥本原告を強制退廷させたが、元々、この時の原因は、自分の氏名を名のらずに発言を繰り返す国側の非礼な態度を奥本原告が追及したことであった。にも関わらず、裁判長は、いたずらに我々原告の「言葉」だけを取り上げ、法廷の秩序を無視し、混乱の原因をつくった、被告国側の態度については、全く注意の1つも与えなかつたのである。逆に、奥本原告に向かって「この前もあんたはそうだった。退廷させますぞ」と、我々原告に予断と偏見を示した。

原告の我々が氏名を名のらねば発言が許されず、被告国側が氏名を名のらなくても発言を許されるという法廷は、誰が考えても差別と偏見の裁判である。

ましてや、氏名を名のるよう追及した者が、いましめられるという法廷指揮は、とうてい、

公正な裁判とは決して言えない。

以上、本件訴訟の審理の在り方について、我々原告は、意見を述べたものであるが最後に一言言及しておきたい。

昨今は、裁判官の不正が相次いで表面化し、裁判所に対する信用が失墜している。服部最高裁長官や奥野法務大臣らが「裁判所の威信と権威を保て」と異例の訓示を行なっている。しかし、我々原告は、裁判所や本法廷に対し、信頼を捨てた訳ではない。いや、むしろ、公正な裁判を信じるからこそ、我々の生命や財産をかけた重大な問題をこうして、法廷に持ち込んでいるのである。

我々原告は、生活をかけ命がけで訴訟を起こしているのである。裁判長は、この我々原告の姿勢をよく理解し、ただ反対分子だという偏見だけで裁判を行なうことのないよう強く求めるものである。

会計報告 ('80.11/14~12/14)

収入

会 費	154,000
ニュース購読料	96,800
ニュース前納金	82,000
カンパ	142,740
準備書面売上金	14,250
コピー代	29,000
計	518,790

支出

ニュース印刷代	22,500
郵送料	15,160
振替手数料	2,155
証人打合費	30,000
「訴え」関係印刷代	9,500
資料費	6,370
コピー料金	62,800
準備書面印刷残金完納	140,000
借入金返済	135,639
計	424,124

差引(次月繰越)

94,666